

# 令和4年度中津市地域防災計画の主な修正の概要（案）

## 1. ジュニア防災士の養成の推進

＜新旧対照表該当箇所：第2編P5、第3編P4＞

次代のまちづくりを担う子どもたちの、防災意識や自主性を養うことを目的とした、ジュニア防災士の養成の取り組みを追記。



## 2. 避難所での食物アレルギー対策

＜新旧対照表該当箇所：第2編P24、第3編P19＞

避難所での食料、水、生活必需品の配付について、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努める旨の記載を追記



## 3. 令和3年7月の大雨による災害を踏まえた修正

＜新旧対照表該当箇所：第2編P2、P26、第3編P21＞

盛土による災害の防止に向けた対応、及び安否不明者の氏名等公表を追記



熱海市伊豆山土石流災害の状況（出典：国土地理院・地理院地図）

# 1. ジュニア防災士の養成の推進

## (1) 背景及び中津市の現状

- 自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育の取り組みは、全国各地で様々な取り組みを行っている。
- 中津市においても、中津市防災危機管理課の事業である防災出前講座や、防災士による防災講話など、各学校において様々な防災教育を行っている。

○参考：令和4年度における中津市内の学校における防災出前講座等の様子



<防災出前講座：鶴居小学校>



<防災出前講座：東中津中学校>



<防災士による防災講話：樋田小学校>

- 上記の取り組み時には、**講座で学んだことは必ず家庭で話し合う**旨を伝えるなど、各家庭での災害への備えの機会となるように努めているが、任意の取り組みであるため、その活動には限りがある。

※小・中学生は、どんなに防災知識があっても、避難行動の際は大人の力が必要な場合があるなど（例：車での避難行動 等）、自助努力には限界があるため、大人の協力は必要不可欠であるため。

## (2) ジュニア防災士の概要及び事業実施の効果

### <概要>

- 小学生等を対象とした防災に係る認定講座

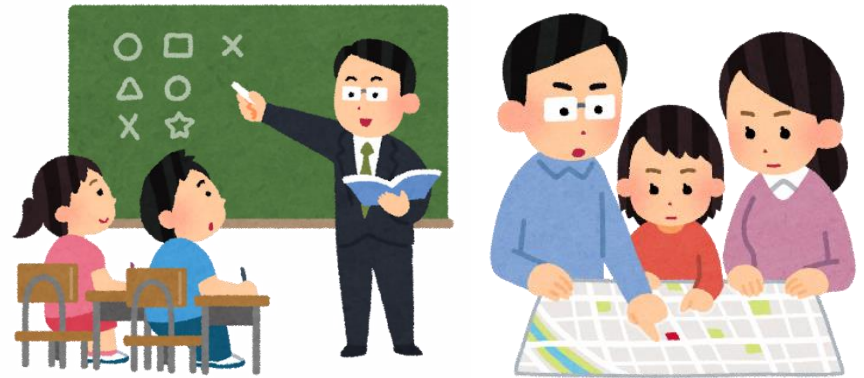
※認定方法は、一般財団法人防災教育推進協会主催のJBKジュニア防災検定を活用予定。

### <効果>

- 子どもたちの「防災力」の育成
- 家族で防災に取り組む機会の提供



**地域全体の防災力の向上**



## (3) ジュニア防災士の検定受講者の募集方法 等

- 各学校を通じて、又は自治委員及び中津市防災士協議会所属の防災士からの推薦により、受講者を募集予定。

※但し、防災士の養成と同様に、資格取得後に地域の防災活動に積極的に参加することを目的としていることから、自治委員及び中津市防災士協議会所属の防災士からの推薦を優先とする。

- 年間の募集定員は20名を予定。

## 2. 避難所での食物アレルギー対策

### (1) 背景

平成30年7月豪雨に関する国の調査で、誤食が不安で避難しなかった者がいたことから、国の防災基本計画、及び大分県の地域防災計画に、物資の供給・調達における食物アレルギー対策について新設がなされた。

### (2) 中津市の現状

- 避難所に避難してきた方に対して、アレルギーの有無の聞き取りを実施している。
- アレルギー物質28品目※を使用していない非常食は、ダイハツ九州スタジアムの備蓄倉庫に以下の物を備蓄している。

#### ○主食

アルファ米

(白ごはん 6, 450食、梅がゆ 2, 050食、五目ごはん 450食)

#### ○副食

野菜カレー 870食



<中津市の防災備蓄品>

※アレルギー物質28品目

○特定原材料 7品目

えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生(ピーナッツ)

○特定原材料に準ずるもの 21品目

アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン



### (3) 今後の方針

- 大規模災害により長期の避難所生活を余儀なくされた場合における、避難所での食料の配布にあたっては、市の栄養士等の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施を行う。
  - 市の災害備蓄の購入にあたっては、アレルギー対応の食品を可能な限り購入するなど、食物アレルギー患者への配慮を行う。
- ※但し、アレルギー対応の食品は、種類に限りがあるため、食料配付の際は何のアレルギー物質が含まれているかを避難者が確認できるように表示を行うなど、誤食することがないように対応を行う。

#### 【補足：避難所への避難の際の非常用持出品について】

- 災害から身を守るために避難所への避難をする際は、必ず**自分が必要な物については非常用持出品等に準備して避難することが原則**であるが、準備をして避難されてこない方が見受けられるのが現状である。
- 市民に対しては、市報配付時におけるチラシ（【別紙②】参照）の回覧や、市ホームページにおける広報を行っている。
- 今後も防災出前講座や、防災士等に協力していただき、家庭での防災備蓄の取り組みと併せて、避難時の非常時持出袋の準備及び持参の意識改革を図っていく。



〈市HP：防災備蓄のすすめ〉

### 3. 令和3年7月の大雨による災害を踏まえた修正

#### (1) 背景

- 静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩壊し、土石流が発生。（死者27名、行方不明者1名、全・半壊64棟）
- 静岡県が安否不明者の名簿を公表し、救助対象者の絞り込みにつながった。
- 災害発生を受け、全国で盛土の総点検を実施（全国3.6万箇所、大分県722箇所（中津市は調査の結果、措置等の異常はなし。））
- 令和4年5月、盛土規制法成立（宅地造成等規制法の改正、1年以内に施行）



熱海市伊豆山土石流災害の状況  
（出典：国土地理院・地理院地図）

#### (2) 対策①：盛土対策の強化

- 盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに各法令に基づく是正指導等を行う。
- 危険と判断された盛土について、対策が完了するまでの間に、市において避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県の支援を受け適切な対応を行う。

### (3) 対策②：安否不明者の氏名等公表

災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、大分県制定の「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」（別紙②参照）に基づいて行うものとする。

#### 〈災害時における安否不明者の氏名等の公表基準〉

基本的には**家族の同意があり、住民基本台帳の閲覧制限がなければ、氏名、住所（大字まで）、年齢、性別、被災状況（死者は死因）を公表（公表主体は大分県）。**

被災者区分	家族等の同意	住民基本台帳等の 閲覧制限	公表・非公表	公表の範囲	備考
死者	あり	なし	公表	氏名 住所（大字まで） 年齢 性別 死因	
	あり	あり	非公表※	/	
	なし	—	非公表※		
行方不明者 安否不明者	あり	なし	公表	氏名 住所（大字まで） 年齢 性別 被災状況等	
	あり	あり	非公表※	/	
	なし	—	非公表※		
安否不明者	確認するいと まがないとき	なし	公表	氏名 住所（大字まで） 年齢 性別 被災状況等	救助・捜索活動に資する等公益上の理由 があり、かつ、個人の生命等をを保護す るため、緊急かつやむを得ない場合は最 小限の範囲で公表
		あり	非公表※	/	

※非公表とする場合であっても、住所（市町村名）、年代、性別等、個人が特定されない範囲で公表